岩田 善則 様

徳島県監査委員近藤光男同岡崎悦夫同万毎毎毎同届山博中

令和3年8月30日に提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242 条第1項の規定に基づく徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の要旨

1 徳島県知事に対する措置請求の要旨

徳島県知事が、飯泉嘉門(徳島県知事)、A(元徳島県県民環境部長)、B(元徳島県県民環境部長)、C(元徳島県県民環境部長)、D(元徳島県県民環境部とくしま文化振興課長)、E(元徳島県県民環境部とくしま文化振興課長)に対し、平成25年度から平成28年度までの間の、「とくしま記念オーケストラ事業」及びその関連事業にかかる徳島県の支出金額のうち、金1億2954万8676円の損害賠償請求をすることを怠る行為は違法なので、上記の者らに対し、各自金1億2954万8676円を徳島県に支払うよう請求することを求める。

2 措置請求の理由

(1)請求人及び相手方ら

請求人は, 徳島県民である。

飯泉嘉門(以下『飯泉』という。)は、平成15年5月から現在に至るまで徳 島県知事の職にある者である。

Aは平成25年度から26年度の間, Bは平成27年度の間, Cは平成28年度の間, それぞれ徳島県県民環境部長の職にあった者である(以下, 3名をまとめて『部長ら』という。)。

Dは平成25年度から26年度の間、Eは平成27年度から28年度の間、

それぞれ徳島県県民環境部とくしま文化振興課長の職にあった者である(以下, 2名をまとめて『課長ら』という。なお,飯泉・部長ら・課長らをまとめて 『相手方ら』という。)。

- (2) 「とくしま記念オーケストラ事業」とその関連事業
 - ア 「とくしま記念オーケストラ」と「とくしま記念オーケストラ等事業」 徳島県においては、平成19年度と、その5年後である平成24年度の2 度にわたり、「国民文化祭」が開催された(同一県で2度目の「国民文化 祭」が開催されるのは全国初であった。)。

徳島県は、平成19年度の国民文化祭の後、「国民文化祭の『遺産』を継承発展させる」ためとして「とくしま記念オーケストラ」を設立し、平成23年度から「とくしま記念オーケストラ事業」及びその関連事業(以下、その全体を「とくしま記念オーケストラ等事業」という。)として、演奏会開催等の事業を行った。

そして徳島県は「とくしま記念オーケストラ等事業」の規模を,県内第2回目の国民文化祭が開催された翌年度である平成25年度から平成28年度にかけて,急速に拡大させた。

この「とくしま記念オーケストラ」の設立, 「とくしま記念オーケストラ等事業」の施行とその規模の拡大等は, 飯泉が徳島県知事として積極的に主導して行ったものである。

なお,この間,「とくしま記念オーケストラ等事業」の施行は,徳島県 県民環境部とくしま文化振興課が担当して行っていた。

- イ 「とくしま記念オーケストラ等事業」の事業構造
 - 「とくしま記念オーケストラ等事業」は、そのほぼ全部が、以下の枠組みで行われた。
- (ア) 徳島県は、公益財団法人徳島県文化振興財団(以下「財団」という。) に対し、演奏会実施等の個別事業の業務を委託する。
- (イ) 「財団」は、徳島県から委託された個別事業の業務の全部ないしその主要部分を、F社に再委託する。
- (ウ) F社は, 「財団」から再委託された個別事業の業務の全部ないしその主要部分を, G社に再々委託する。
- (エ) 個別事業の全部ないし主な部分(楽団員の手配,編成その他)を直接に 行うのは,再々受託者であるG社である。
- ウ G社が受領した「とくしま記念オーケストラ等事業」の再々委託料 G社が、平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3事業年度 の間に「とくしま記念オーケストラ等事業」の再々委託料として受領した金 額は約3億8700万円である。

なお、G社の代表者であるH氏は、「とくしま記念オーケストラ」の設立

前から, 飯泉の親しい友人であった。

- (3) 「とくしま記念オーケストラ等事業」の代金額決定の実際
 - ア 「とくしま記念オーケストラ等事業」の代金額の本来の決定機序

「とくしま記念オーケストラ等事業」のうち、その大半を占める(2)イ記載の事業構造の事業については、F社とG社間の再々委託代金は、論理的には、F社とG社との間の契約によって定まり、その再々委託代金額は 徳島県と「財団」との間の委託代金額により(間接的に)事実上拘束されることになる。

- イ 「とくしま記念オーケストラ等事業」の代金額の実際の決定機序 ところが、平成23年度から28年度までの間、「とくしま記念オーケス トラ等事業」のうち(2)イ記載の事業構造の事業においては、実際には、
 - (ア) G社からF社宛ての再々委託代金見積額は、H氏の「言い値」どおりに 徳島県が決定し、徳島県の職員がG社のF社に対する再々委託代金見積書 をG社名義で作成して、これをF社に交付していた。
 - (イ) F社及び「財団」は、(ア)の代金額決定の機序を知りながら、これに 従い、G社の見積額に各自の若干の利益を上乗せした額の見積書を作成し て、それぞれ「財団」ないし徳島県に提出していた。すなわち、実質的に 「財団」とF社の間の再委託代金額、及び徳島県と「財団」の間の委託代 金額は、前述の、「徳島県がH氏の言い値どおりに決定した額」によって 拘束されることになった。
 - (ウ) 徳島県は、平成23年度から28年度までの間、形式上、「財団」の 見積もりをもとにして「財団」に対する委託代金額を決定する体裁で、 「とくしま記念オーケストラ等事業」の事務処理を行った。
- ウ イ記載の機序による代金額決定が行われた原因

イ記載の機序による代金額決定は、H氏が「とくしま記念オーケストラ等 事業」の再々委託によって不当な利益を得ることを企て、これに飯泉及び同 人の意向に従った相手方部長ら及び課長らが加担したことにより、行われた ものである。

エ 事業委託代金の高額化

ウ記載の原因によりイ記載の機序による代金額決定が行われた結果,毎年度の「とくしま記念オーケストラ等事業」の委託代金額は,H氏の意向を「言い値」どおりに反映して決定されることになり,その結果,本来要する金額に比して,著しく高額になった。

イ記載の事情は、G社及びH氏が、平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3事業年度において、「とくしま記念オーケストラ等事業」による所得1億2954万8676円をほ脱しており、これについて東京国税局により所得税法違反事件として捜査されて起訴され有罪判決(確定)を受

けたことに伴い、確定刑事事件記録の閲覧謄写を経て判明したものである。

同事件のほ脱金額は上記の通りであったので、上記期間中の「とくしま記念オーケストラ等事業」について、徳島県が本来負担すべき金額を超過して支出することになった金額は、上記ほ脱金額と同額の1億2954万8676円を下らないと推定される。

(4) 相手方らの、徳島県に対する不法行為と損害賠償義務

飯泉及び部長・課長らは、G社及びH氏に過大な利益を得させる目的で、H 氏の言い値どおりに「とくしま記念オーケストラ等事業」の再々委託代金額を 自ら決定しまたは県職員に命じて決定させ、県職員に命じてG社のF社宛て見 積書を作成させていたものであり、その結果、徳島県をして「財団」に対して 過大な委託代金を支出させ、当該過大支出額相当の損害を与えたものである。

この行為は民法上の共同不法行為に該当するので、飯泉及び部長・課長らは 徳島県に対し、これによって徳島県が被った損害1億2954万8676円を、 連帯して賠償する義務がある。

(5) 損害賠償請求権の行使を違法に怠る事実

徳島県知事は、相手方らに対して、(4)記載の損害賠償請求権を行使しない。

この行為は、地方自治法第242条第1項にいう、徳島県の財産の管理を違法に怠る事実に該当する。

(6) 結語

よって,地方自治法第242条第1項の規定に基づき,証拠書類を添付して,頭書のとおり,厳正な措置を請求する。

(以上,おおむねこのように解する。なお,事実証明書の記載は省略する。)

第2 決定の理由

1 請求の構成について

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法又は不当な財務会計上の行為又は財産の管理等を怠る事実があると認めるときに、これらの事実を客観的に証する書類を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置等を講ずることを請求できる制度である。

即ち請求の対象となるのは、県が行った財務会計上の行為又は財産の管理等を 怠る事実に限られており、例えば「公金の支出」の場合、県の支出負担行為、支 出命令及び支出が対象となり、「財産の管理を怠る事実」の場合、法第237条 第1項に定める地方公共団体の公有財産、物品及び債権並びに基金の管理を怠っ ていることが対象となる。

そこで、本件請求についてみると、請求人は、「飯泉及び部長・課長らは、G 社及びH氏に過大な利益を得させる目的で、H氏の言い値どおりに「とくしま記念オーケストラ等事業」の再々委託代金額を自ら決定しまたは県職員に命じて決定させ、県職員に命じてG社のF社宛て見積書を作成させていたものであり、その結果、徳島県をして「公益財団法人徳島県文化振興財団(以下「財団」という。)」に対して過大な委託代金を支出させ、当該過大支出額相当の損害を与えたものである。この行為は民法上の共同不法行為に該当するので、飯泉及び部長・課長らは徳島県に対し、これによって徳島県が被った損害1億2954万8676円を、連帯して賠償する義務があるにもかかわらず、徳島県知事が、相手方らに対して損害賠償請求権を行使しない行為が徳島県の財産の管理を違法に怠る事実に該当する。」旨主張している。

しかしながら、これは、請求人が事実であると主張している「財団に対する過大な委託代金の支出」に関与した知事等に対し、損害賠償請求ができることを前提として、このような請求権の不行使を捉えて「財産の管理を違法に怠る事実」と再構成をして監査請求をしているものであるため、本件にかかる住民監査請求は、「平成25年度から平成28年度までの間の、「とくしま記念オーケストラ事業」及びその関連事業にかかる徳島県の支出金額のうち、金1億2954万8676円が違法な公金の支出に当たるかどうか」を対象としているものである。

2 請求の事由について

請求人は,監査請求を行うに当たり,自らが問題とする財務会計上の行為又は 財産の管理等を怠る事実を特定するとともに,特定した財務会計行為又は怠る事 実があると認めるときに,その違法性又は不当性について,具体的かつ客観的に 摘示する必要がある(別記1最高裁判決 参照)。

そこで、本件請求についてみると、請求人の主張は、事業を実施した期間のみを掲げて違法な支出がなされている旨の包括的、網羅的な摘示に過ぎない。また、「平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3事業年度における「とくしま記念オーケストラ等事業」について、徳島県が本来負担すべき金額を超過して支出することになった金額は、上記ほ脱金額と同額の1億2954万8676円を下らないと推定される。」と主張していることからも、違法又は不当性を個別的、具体的に摘示しているものとはいえないため、判例に照らして、請求の特定を欠く不適法な監査請求であると判断する。

3 請求期間について

住民監査請求における請求の期間については、法第242条第2項において、 「財務会計上の行為」のあった日又は終わった日から1年以内とされているのに 対し,本件請求で主張している「財産の管理等を怠る事実」に関する請求の期間 については,この期間制限は適用されないとされている。

しかしながら、これは、「1 請求の構成について」で検証を行ったとおり、「再構成」をして監査請求を行っているものであるから、この請求期間については、再構成前の原則に戻って、請求人が前提となる事実であると主張している公金の支出にかかる「財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内、ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」が適用されると判断される(別記2最高裁判決参照)。

ここで、請求期間の正当性を確認するために、本件請求の財務会計上の行為について整理すると、まず、事案対象とした「平成25年度から平成28年度までの間の「とくしま記念オーケストラ事業」及びその関連事業にかかる徳島県の支出」については、請求期間の1年を大幅に徒過していることは自明である。

次に、請求期間徒過の「正当な理由」(別記3最高裁判決 参照)について検証すると、請求人は、「G社及びH氏が、平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3事業年度において、「とくしま記念オーケストラ等事業」による所得1億2954万8676円をほ脱しており、これについて東京国税局により所得税法違反事件として捜査されて起訴され有罪判決(確定)を受けたことに伴い、確定刑事事件記録の閲覧謄写を経て判明したものである。」旨主張している。本件刑事事件については、平成30年当時、地元放送局や新聞等でも盛んに報道されていた状況を鑑みるに、客観的に見て、請求人を含め、本事案に関心を寄せる県民の多くが、平成30年3月26日に東京地裁の判決があった事実を把握していたと推定される。また、本件刑事事件に係る「刑事確定訴訟記録」(別記4参照)は、事件が終結した後3年経過後までは、何人にも閲覧できる状態にあったものであることから、平成30年当時に「相当の注意力」をもって調査すれば知ることが可能であり、結果、知ることができたときから3年以上が経過していると判断するのが妥当である。

4 結論

以上のことから、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の 対象とならない不適法なものと判断し、却下する。

(別記1最高裁判決) 最高裁判所第三小法廷平成2年6月5日判決抜粋

住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。

(別記2最高裁判決) 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決抜粋

普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法第242条第1項の規定による住民監査請求があった場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。けだし、法第242条第2項の規定により、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後にされた監査請求は不適法とされ、当該行為の違法是正等の措置を請求することができないものとしているにもかかわらず、監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとすれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ないからである。

(別記3最高裁判決)最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決,最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決抜粋

特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであり、そして、このことは、当該行為が秘密裡になされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をし尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。

(別記4)

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

第53条第1項抜粋

何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。

刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)

第4条第1項抜粋

保管検察官は、請求があったときは、保管記録を閲覧させなければならない。

第4条第2項抜粋

保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第53条第3項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第2号の場合にあっては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させないものとする。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後3年を経過したとき。